

本日の内容

- 1.社会的養育と社会的養護について
- 2.児童心理治療施設について

井上 琢也

1

2

新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表）

経 緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 養育形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内に自給自足率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

厚生労働省（2021）「社会的養育の推進に向けて」より

3

1.社会的養育と社会的養護について【児童福祉法（2016年改正）】

第一条 「全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

第二条 「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」

第三条 「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、**すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。**」

4

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭の環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすることを通知において明確化。

施設	良好な家庭の環境	家庭と同様の養育環境	家庭
児童養護施設 大舎（20人以上） 中舎（13～19人） 小舎（12人以下） （必要な場合 0歳～20歳未満）	施設（小規模型） 地域小規模児童養護施設（グループホーム） 本体施設の支那の下で地域の民間住宅などを活用して家庭の環境を行う 小規模グループケア（分園型） ・地域において、小規模なグループで家庭的環境を行う 1 グループ6～8人（乳児期は4～6人）	養子縁組（特別養子縁組を含む。） 小規模住居型児童養育事業 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 養育者の住居で養育を行う家庭養護 ・児童4人まで	実親による養育

児童等委託率 = 養護+乳児+里親+ファミリーホーム 平成31年3月末 20.5%
厚生労働省（2021）「社会的養育の推進に向けて」より

5

1. 社会的養育と社会的養護について【社会的養育の全体像】

高↑

レベル1

代替養育

社会的養護

レベル2

在宅措置

要保護・要支援

レベル3

要保護・要支援児童
在宅支援

レベル4

保育所・子育てひろばの利用等、
希望に応じた社会的養育

レベル5

保健・福祉のポピュレーションアプローチ

低↓

高尾聡（2019）「ソーシャルヘルドゴジールから見た児童養護のあり方」をもとに作成

6

1. 社会的養育と社会的養護について【社会的養護とは】

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、**公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。**

基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
- ②社会全体で子どもを育む

7

2. 児童心理治療施設について

○ 児童養護施設とは（児童福祉法第41条より）

児童養護施設は、**保護者のいない児童**（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、**虐待されている児童**その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

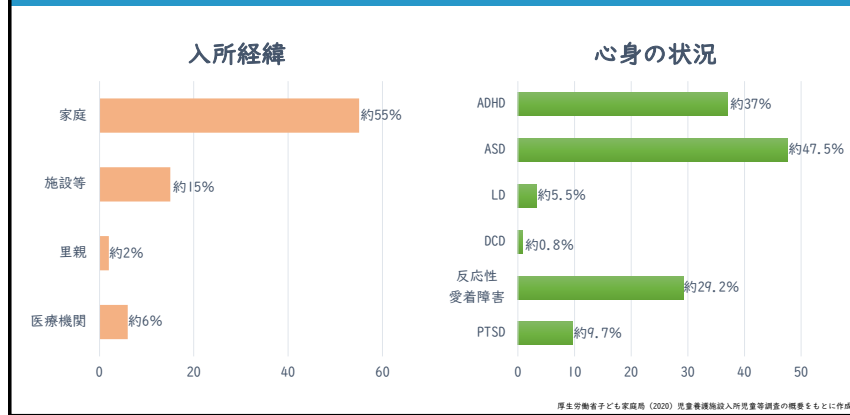
○ 児童心理治療施設とは（児童福祉法第43条の2より）

児童心理治療施設は、**家庭環境、学校における交友関係その他の環境上**の理由により**社会生活への適応が困難となった児童**を、**短期間、入所させ**、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

※ 「**総合環境療法**」・・・生活指導・心理治療・医療・教育の4分野が相互に連携して、傷つきからの回復と心身の成長を促す専門的な支援

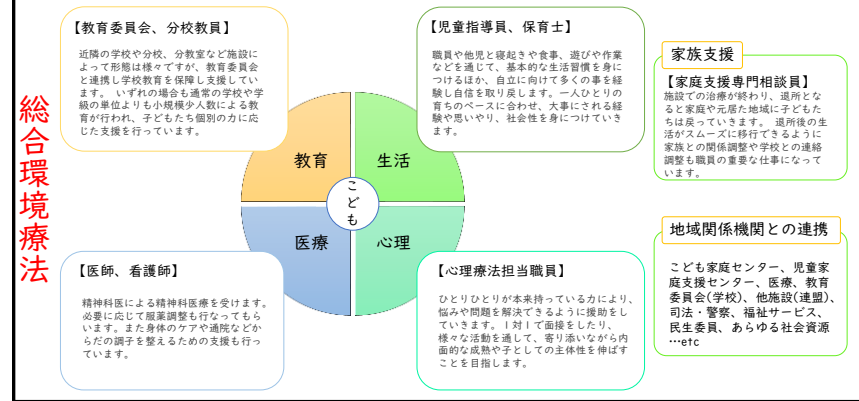
8

2. 児童心理治療施設について【入所経緯・心身の状況】



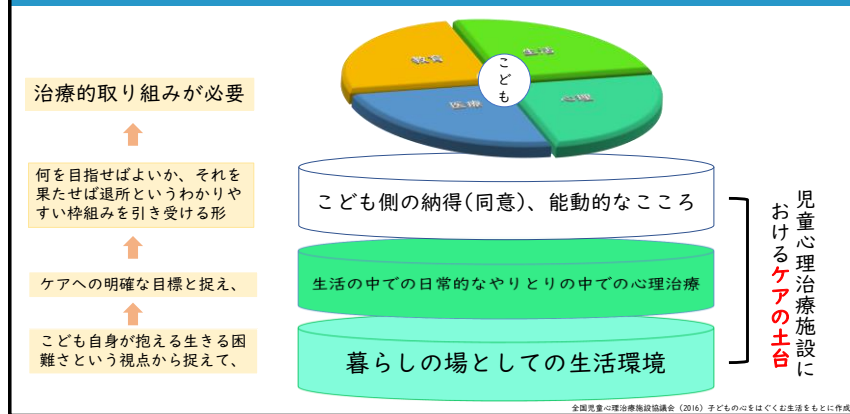
9

2. 児童心理治療施設について【総合環境療法とは？】



10

2. 児童心理治療施設について【治療とは？】



11

2. 児童心理治療施設について【今後の課題】

- 通所、外来相談、外来診療機能の充実
- 治療機能の充実

12

2. 児童心理治療施設について【施設内の生活は？】

施設生活はほぼ自由で過ごせます (宿舎はユニットによってちがいます) 朝の記録		学校がある日 School Day スケジュール	
07:30	起床	08:00	起床: 8:00までは自由で過ごせます
08:10	～	09:00	朝の記録
08:20	～	10:00	自由時間
08:25	小学生登校	12:00	昼食
14:30	午後 (1) 所づかの学習活動の準備	13:00	外遊びの自由時間遊び おやつ
	おやつ		(自由によってお遊び)
	外遊びの自由時間遊び	16:00	お風呂時間
	セツビー		読書に入室
16:00	お風呂時間	18:00	夕食
	読書に入室		自由時間
18:00	夕食		自由時間
	自由時間		記録
	記録		読書時間
20:20	～	20:20	一日の振り返り(ユニットによってちがいます)
20:30	～	20:30	入室
20:30	入室	21:00	退行
21:00	退行		

13

2. 児童心理治療施設について【施設内の生活は？】



14

2. 児童心理治療施設について【事例】

①小6男児のケース

入所理由: ADHDの特性による養育困難と本児の
治療目的

入所期間: 4年

- ・身体的接触が多く、他者との距離感を取ることが難しく、急に手を握る、頭、腹部、臀部を強く叩くことでコミュニケーションを取る。
- ・些細なことや小さな刺激に反応し、イライラする
- ・待つことが苦手
- ・敵が味方かで人を判断する
- ・話を聞き間違えたり誤解したり、話の一部分しか捉えず、イライラする
- ・自尊心の低さからイライラする
- ・調子が悪いと拒絶し、イライラする
- ・イライラすると、暴言、暴力(他害)、服を破る、自傷(頭を打ち付ける、首を絞める等)、物にあたる行動をとり、落ち着くまで時間がかかる

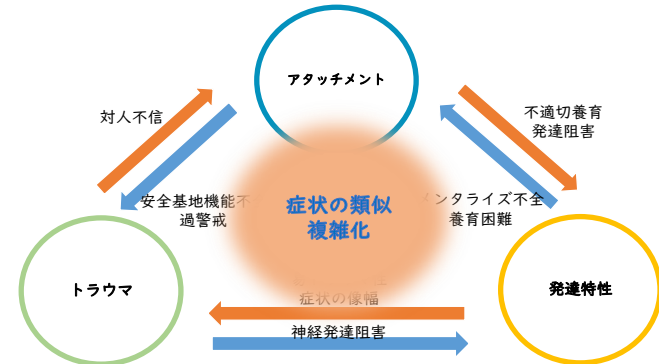
退所後: 家庭復帰

○関係機関との連携

- ・医療→嘱託医診察、服薬、助言、カンファレンス
- ・児童相談所→面接指導、家庭支援、関係者カンファレンス、随時電話連絡、一時保護所への受け入れ
- ・学校→関係者カンファレンス、支援指導・助言
- ・心理→児童相談所心理士と情報共有、専門家からのSV
- ・家庭→家族面接、指導、週1回電話連絡
- ・他施設→事例検討からの助言
- ・連盟→行事参加、交流
- ・地域→福祉サービス、見守り体制

15

2. 児童心理治療施設について【入所している児童】



16

さいごに

理解する対応

見立て力

理論は実践に優先する



こども発達支援研究会

17



グループではなくチームを作る

18

参考文献

- 新たな社会的養育の在り方に関する検討委員会（2017）新しい社会的養育ビジョン
- 川畑直人（2018）総合環境療法について、全国児童心理治療施設職員研修会基調講演
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2021）社会的養育の推進に向けて
- 厚生労働省子ども家庭局（2020）児童養護施設入所児童等調査の概要
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2014）情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）運営ハンドブック
- 社会的養護総合情報サイトチャボナビ、<https://chabonavi.jp/>
- 児童養護施設等の社会的養育の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（2011）社会的養育の課題と将来像
- 児童虐待防止全国ネットワーク、<http://www.orangeribbon.jp/>
- 全国児童心理治療施設協議会、<https://zenjishin.org/index.html>
- 全国児童心理治療施設協議会（2016）子どもの心をはぐくむ生活、東京大学出版会
- 森茂起（2019）ソーシャルペダゴジーから見た児童養護のあり方、令和元年度近畿児童養護施設協議会総会講演資料
- 八木淳子（2021）トラウマの影響を受けて育つということ、第126回日本小児精神神経学会講演

19